

農地等の利用の最適化の推進に関する指針

須賀川市農業委員会

策定 平成29年12月15日

最終改正 令和5年5月22日

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）では、平成28年4月1日の改正により、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な業務として、明確に位置づけられている。

須賀川市においては、市街地、平地、中山間地が混在し、地域によって農地の利用状況や営農類型が異なり、東部地区をはじめとした中山間地では、耕作条件が悪い農地の遊休化が懸念されることから、その発生防止・解消に向けた取り組みが必要である一方、平坦地では土地利用型作物である水稻の作付けが盛んで、農業生産基盤整備の効果的な実施が必要であるなど、地域の実態に応じた農地利用最適化の推進が求められることから、担い手への農地利用の集積・集約化を図るため、「地域計画」に基づいて農地中間管理事業を活用しながら利用調整に取り組んでいく必要がある。

これらを受け、地域それぞれの事情に合わせ、活力ある農業・農村を築くため、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当地域での活動を通じて「農地等の利用の最適化」を一体的に進めるよう、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を須賀川市農業委員会の指針として定める。

この指針は、改正基盤法第5条第1項に規定する県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第6条第1項に規定する市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

なお、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年3月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

※「地域計画」とは

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）による改正後の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。この指針において「改正基盤法」という。）第19条第1項の規定に基づき、市が農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的で総合的な利用に関する目標として、農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し公表したもの

第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

1 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の発生防止・解消の目標

年	面積		遊休農地面積 B	遊休農地の割合 B/A (%)
	市内の農地面積 A			
現状	令和4年 3月	7,020 ha	489 ha	7.0
目標	令和8年 3月	7,020 ha	418 ha	6.0

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施

ア 農業委員と推進委員のチーム制による農地法（昭和27年法第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期に拘らず、日常的に実施する。

イ 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

ウ 利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農業委員会サポートシステム」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

② 農地中間管理機構との連携

利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸し付け手続きを行う。

③ 非農地判断

利用状況調査によって、再生利用が困難と区分された農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

面積		市内の農地面積 A	集積農地面積 B	集積率B/A
年				
現状	令和5年 3月	7,020 ha	3,411.7 ha	48.6%
目標	令和8年 3月	7,020 ha	5,651 ha	80.5%

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「地域計画」作成・見直し

農業委員会として、地域毎の人と農地の課題を解決するため、将来の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成と見直しに参画する。

② 農地中間管理機構等との連携

農業委員会は、市、農地中間管理機構、農協等と連携し、(ア) 農地中間管理機構に貸し付けを希望する復元可能な遊休農地、(イ) 経営の廃止・縮小を希望する農家の農地、(ウ) 利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い、「地域計画」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討する等、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③ 農地の利用調整と利用権設定

担い手への利用集積が進んでいる地域においては、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

中山間地域等、圃場条件等により、受け手が少ない又はいない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化・法人化、新規参入の受け入れを推進する等、地域に応じた取り組みを推進する。

④ 農地の所有者等を確認することができない農地の取扱い

農地所有者等の所在不明の農地については、公示手続を経て農地中間管理機構を通じて利用権設定ができる制度を活用し農地の有効活用に努める。

⑤ 農業経営の法人化の推進

農業経営の法人化については、円滑な経営や雇用による就農機会の確保など、経営の発展が見込まれる一方、経営管理の高度化が伴うため、先進的な農業者を参考にしながら、各々の経営方針にあわせた法人化を推進する。

⑥ 担い手へのフォローアップ

担い手に対し、経営・技術支援や農地あっせん等について、関係6機関（市、普及所、認定農業者会、農協、農業委員会、農地中間管理機構）が連携するとともに、担い手が円滑な営農ができるよう、多面的機能支払交付金事業の活用や意見交換会を実施する。

また、農道、用排水路等の農業用施設の維持管理については、担い手に過度な負担が集中しないよう、地元の協力体制を構築するなど、地域ぐるみでフォローアップしていく。

3 新規参入の推進について

(1) 新規参入の促進目標（親元就農も含む）

		新規参入者（個人）		新規参入者（法人）	
		人数	取得面積(ha)	法人数	取得面積(ha)
現状	令和4年度	7	7.5	1	1.9
目標	令和7年度	8	16.0	2	6.0

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携

県、全国の農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構等と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者（法人を含む）を把握し、適切な対応を図る。

② 就農に関する魅力的な情報の発信

農業の「働き方改革」を推進し、ライフスタイルを含めた農業の魅力や、就農に関する情報を広報誌や市ホームページ等を通じて積極的に発信する。

③ 新規就農フェア等への参加

市、農協等と連携し、農業委員や推進委員が新規就農フェア等（移住促進、新規就農募集企画等）に積極的に参加し、情報の収集に努め、新規就農の受け入れとフォローアップ体制を整備する。

④ 企業参入の推進

担い手が不足している地域では、企業の農業参入も地域の担い手確保の有効な手段であることから、農地中間管理機構も活用して、積極的に企業の参入の推進を図る。

⑤ 新規参入者へのバックアップ活動

ア 新規就農者に対し、就農計画作成をはじめ、経営・技術支援や農地あっせん等について、関係6機関が連携してバックアップしていく。

イ 地元の農業委員及び推進委員は、新規参入者（個人、法人）や農業を志す方の育成など地域の受入条件の整備を図るとともに、後見人等の役割を担う。

ウ 農業者の生涯所得の充実の観点から、農業者年金の加入を推進する。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

市が策定する「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、農業委員会は次の役割を担う。

- ・日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・農家への声掛け等による意向把握
- ・「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・「地域計画」の定期的な見直しへの協力